保国発 1007 第 2 号 令和 7 年 10 月 7 日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長 (公印省略)

令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に 用いる係数種別等について(通知)

都道府県は、国民健康保険の保険者であり、財政運営の責任主体として、令和8年度予算を推計し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)第75条の7に規定する国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)及び国保法第82条の3に規定する標準保険料率の算定を行う。

今回の納付金及び標準保険料率の算定に当たり、別添のとおり、各都道府県が 予め決定すべき係数種別、当該係数の決定に参考となる基準の考え方、市町村及 び国民健康保険団体連合会から提出していただく係数種別並びに当該係数の決 定に参考となる基準の考え方をお示しする。各都道府県においては、納付金及び 標準保険料率の算定に向けた準備に遺漏なきを期されたい。

連絡先:厚生労働省保険局国民健康保険課 森本

電 話:03 (5253) 1111 (内線:3138) メール:kokuho_hourei@mhlw.go.jp